

令和8年5月吉日

事業所各位

高岡金属意匠審議会
会長 山口 敏雄

新規商品の意匠登録について（ご案内）

時下、貴社には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当審議会では、意匠に関するトラブルを未然に防止するため、その登録事務を行っております。

つきましては、令和8年度の審査会を7月2日（木）に開催いたしますので、貴社において新規に開発されました商品等がございましたら、是非、登録申請いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 申請期限 6月16日（火）
- 2 申請方法 裏面「意匠登録申請書」に記入の上、査定料を添えて下記まで申請ください。なお、申請件数が複数の場合は、複写して使用ください。
- 3 申請先 高岡市デザイン・工芸センター（月曜日は休館）
〒939-1119 高岡市オフィスパーク5番地
TEL：62-0520 FAX：62-0521

4 登録にかかる費用

【参考】高岡金属意匠審議会意匠登録規則（抜粋）

第4条 [査定料] は、1点につき500円とする。

第8条 [権利の存続期間] 権利の存続期間は、次の区分による。

期 間	1 期	2 期	3 期
意匠 A：総合的に創作的かつ新規性が強い物	5 年間	5 年間	5 年間
意匠 B：部分的に創作的かつ進歩性が強い物	5 年間	5 年間	5 年間
伝承品	5 年間	5 年間	5 年間

第9条 [登録料] は、次の区分による。

- 一 意匠Aは、1件につき1年間 2,600円とする。
- 二 意匠Bは、1件につき1年間 2,000円とする。
- 三 伝承品は、1件につき1年間 1,000円とする。

※2期以降の登録料は半額となります。

◆高岡金属意匠審議会では、下記URLにてインターネットによる登録品の公開を行っております。ぜひご覧ください。

URL <https://www.suncenter.co.jp/takaoka/isyou/>



